



狛江市公示第 341 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、特定空家等の所有者に対し、下記のとおり必要な措置をとることを命じたので、同法同条 11 項及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成 27 年総務省、国土交通省令第 1 号）の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 4 年 12 月 14 日

狛江市長 松原 俊雄



記

1 対象となる特定空家等

所在地 東京都狛江市東野川一丁目 544 番地 15
用 途 住宅

2 命じた措置の内容

- ・柱脚が腐食しているので、家屋が倒壊しないように補強等の対応をしてください。
- ・瓦が落下しないように対応してください。
- ・外壁が剥落しているので、飛散しないように補強等の対応をしてください。
- ・外壁等が外見上傷んだり汚れた状態のため、改善してください。
- ・シロアリ発生による近隣家屋への飛来により地域住民へ悪影響のおそれがあるため、対応してください。

3 命じた措置をとる期限

令和 5 年 6 月 14 日（水）

4 命じた理由

- ・柱の腐食、家屋からの落下物、剥落物及び破損している状態がそのまま放置されると倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあるため。
- ・シロアリ発生による近隣家屋への飛来により、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあり、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるため。

5 命令に関する責任者

狛江市都市建設部まちづくり推進課長